

郵便切手類販売等マニュアルの変更について（告知）

2017年6月1日(木)から、第二種郵便物の料金等を改定いたします。

これに伴い、日本郵便業務委託規約（以下「本規約」といいます。）に基づく郵便切手類販売所の業務の委託に関する契約を締結している皆さまに配付している「郵便切手類販売等マニュアル」を変更いたしますので、本規約第2条第4項の規定に基づき、下記のとおり告知いたします。

記

1 変更内容

本規約に基づき当社が定める「郵便切手類販売等マニュアル」を、別紙のとおり変更します。

なお、変更内容は次のとおりです。

(1) 郵便切手類販売所で常備する郵便切手及び郵便葉書を次のとおり変更します。

種類	変更前		変更後	
	券種（品名）	価額	券種（品名）	価額
郵便切手	52円普通切手	52円	62円普通切手	62円
郵便葉書	通常はがき	52円	通常はがき	62円
	通常はがき（インクジェット）	52円	通常はがき（インクジェット）	62円
	かもめ〜る	52円等	かもめ〜る	62円等（※）

※ 四面連刷のみ価額が248円となります。

(2) 郵便切手類等の内、地域のお客さまの一般の需要を満たすよう常備するものを現行化（スマートレターを追加）いたします。

2 実施日

2017年6月1日(木)

以上

【お問い合わせ・ご連絡先】

皆さまの契約郵便局等へお問い合わせ・ご連絡ください。

第2章 郵便切手類等

- ✓ お客さまに販売する郵便切手類等は、**郵便局から事前に買い受けます(購入します)**。
- ✓ 本章では、郵便切手類等の買受け等に関する手順や条件、取扱い等を記載します。
- ✓ **買受け・等価交換の詳細は、「Ⅲ 買受け・等価交換の詳細」を参照ください。**

I 郵便切手類等の買受け

お客さまに販売する郵便切手類等を、郵便局から買受けます。

(1) 売渡請求書の受取

郵便局から「郵便切手類及び印紙売渡請求書」(売渡請求書)を事前に受け取ります。

- 郵便切手類等の買受けは、売渡請求書以外では郵便局で受け付けできませんので、損傷・紛失等することのないよう適切に管理してください。
- 売渡請求書が不足等したときは、郵便局へご連絡ください。

(2) 常備する郵便切手類等の確認

郵便切手類販売所で常備する郵便切手類等に不足がないか確認します。

- 郵便切手類等が不足するおそれがある場合には、その郵便切手類等を買受けます。
- **地域のお客さまの一般の需要を満たすよう次の郵便切手類等を常備します。**

種類	券種(品名)	品名コード	価額	備考・使用例
郵便切手	62円普通切手	43254	62円	郵便はがきの郵便料金相当
	82円普通切手	43265	82円	定形郵便物(25g以内)の郵便料金相当
	92円普通切手	43268	92円	定形郵便物(50g以内)の郵便料金相当
	120円普通切手	43276	120円	定形外郵便物(50g以内)の郵便料金相当
郵便葉書	通常はがき	43064	62円	通常使用するはがき
	通常はがき(インクジェット)	43065	62円	ご家庭のインクジェットプリンタでの印刷に適した通常はがき
	年賀はがき	*****(毎年異なる)	52円等	年賀状用はがき(販売期間中に限る)
	かもめ〜る	*****(毎年異なる)	62円等	暑中・残暑見舞いはがき(販売期間中に限る)
(封筒)	レターパックプラス	43005	510円	受取人に対面配達する特定封筒
	レターパックライト	43004	360円	郵便受けに配達する特定封筒
	スマートレター	43020	180円	郵便受けに配達する特定封筒
印紙	200円収入印紙	43438	200円	領収書等

- 印紙売りさばき所においては、その地域の一般の需要を満たす各種印紙を常備
- 自動車重量税印紙のみ売りさばく印紙売りさばき所においては、その地域の一般の需要を満たす自動車重量税印紙を常備
- **上表のほか、地域のお客さまがお買い求めになる郵便切手類等を需要に応じ常備し、地域のお客さまが郵便切手類等を便利に入手できるようにします。**

(3) 売渡請求書の作成

買い受ける郵便切手類等について、次の記入例により売渡請求書を作成します。

【郵便切手類及び印紙売渡請求書（記入例）】

郵便切手類及び印紙売渡請求書

1011900000-000001-000000001-000001号									
切手類コード	種類	数量	金額	切手類コード	種類	数量	金額		
郵便切手類				郵便葉書					
43254	6.2円普通切手			43064	通常葉書ヤマユリ (6.2円)	10	620		
43265	8.2円普通切手			43065	通常葉書インク (6.2円)				
43268	9.2円普通切手			43004	レターバックライト (3.60円)				
43276	1.20円普通切手・フジ			43005	レターバックプラス (5.10円)				
				43020	スマートレター				
計				計					
収入印紙				自動車重量税印紙・特許印紙					
43438	2.00円収入印紙								
計				計					
販売品				買受合計額	郵便切手類 印紙	計		¥ 6 2 0	
計				買受累計額 (必要に応じて使用)	郵便切手類 印紙	計		¥ 6 2 0	

(買受合計額計欄の金額首部に「金」又は「金」マークを記入してください)

郵便切手類販売所等に関する法律第4条の規定に従って、郵便切手類の販売又は印紙の売りさばきに関する業務を行うため、上記の切手類等の売渡しを請求します。

2017年6月日

販売者 住所 東京都江東区2-2-0
 氏名 キットストア株式会社キットストア銀座
 販売所名 1号店

日本郵便株式会社 銀座郵便局長職

郵便局使用欄

現品郵送時 立会者印	書留番号	資産管理 責任者印	担当者印	立会者印	第 号 販売者	点検責任者点検済み	印
郵便局使用欄(記入不要)				小計金額	円	根拠規定	

買い受けたい郵便切手類等の券種ごとに、次の項目を記入

- ・切手類コード (=品名コード)
- ・種類 (=券種)
- ・数量
- ・金額

買受合計額を記入

- ・「郵便切手類」は、郵便切手・郵便葉書・販売品の合計額
- ・金額の頭に「¥」又は「金」を記入
- ・買受累計額は、月間の手数料算出の参考にしたいた等の場合に、適宜記入

受託者ごとの情報が事前に印字されています。

(記入不要)

- ・ご契約番号
- ・住所
- ・氏名/販売所名
- ・買受郵便局

買受けする日付を記入

担当者の押印又はサイン

(4) 郵便局への売渡請求

- 作成した売渡請求書と所要の現金を買受郵便局に持参し、売渡しを請求します。
- 買受郵便局は、受託者ごとに委託契約で指定されています。
 - 大量の郵便切手類等を買受けの際は、事前に買受郵便局に用意可能かご相談ください。

(5) 郵便局からの郵便切手類等の受領

- 売渡請求により買受けた郵便切手類等を受領します。
- 併せて、2種類の書面が手渡されますので、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① 「郵便切手類及び印紙売渡証明書」が手渡されますので、売渡請求の内容と相違ないか確認の上、取引の証拠書類として大切に保管してください。(再発行はできません)
 - ② 「郵便切手類及び印紙(物品)受領書」が手渡されますので、受領した郵便切手類等の内容と相違ないか確認の上、押印又はサインし、買受郵便局へ提出してください。

受領した郵便切手類等は、「IV 郵便切手類等の販売」に基づきお客さまへ販売します。

II 郵便切手類等の等価交換

買い受けた郵便切手類等のうち、販売又は売りさばきに適さないものがある場合には、**日本郵便株式会社が指定する条件に合致する場合**に限り、同額の券種との交換（等価交換）を請求します。

等価交換の条件	概要
廃止	日本郵便株式会社が販売又は売りさばきを終了するため、郵便局から等価交換する旨通知がある場合
かし（瑕疵）	郵便切手類等に製造上の不良があり、正常に使用できない場合
経年経過	買受時から経年経過し、郵便切手類等に劣化があるため正常に使用できない場合
軽過失	受託者の故意または重大な過失によらないやむを得ない事由により、郵便切手類等を損傷した場合 ※ 損傷事由・今後の対策等を郵便局が確認し、承認した場合 に限りです。

- 等価交換の詳細な取扱い・条件等は、「Ⅲ 買受け・等価交換の詳細」を参照してください。
- 交換請求する郵便切手類等により、受領できる郵便切手類等の種類・券種は限られます。

(1) 交換請求書の受取り

郵便局から「郵便切手類等交換請求書」（交換請求書）を受け取ります。

- 郵便切手類等の等価交換は、交換請求書以外では郵便局で受け付けできません。

(2) 常備する郵便切手類等の確認

郵便切手類販売所で常備する郵便切手類等に不足がないか確認します。

- 郵便切手類等が不足するおそれがある場合には、その郵便切手類等に交換します。
- 次の郵便切手類等のなかから、**地域のお客さまの一般の需要を満たすよう常備**します。

種類	券種（品名）	品名コード	価額	備考・使用例
郵便切手	62 円普通切手	43254	62 円	郵便はがきの郵便料金相当
	82 円普通切手	43265	82 円	定形郵便物(25g 以内)の郵便料金相当
	92 円普通切手	43268	92 円	定形郵便物(50g 以内)の郵便料金相当
	120 円普通切手	43276	120 円	定形外郵便物(50g 以内)の郵便料金相当
郵便葉書	通常はがき	43064	62 円	通常使用するはがき
	通常はがき(インクジェット)	43065	62 円	ご家庭のインクジェットプリンタでの印刷に適した通常はがき
	年賀はがき	*****(毎年異なる)	52 円等	年賀状用はがき（販売期間中に限る）
	かもめ〜る	*****(毎年異なる)	62 円等	暑中・残暑見舞いはがき（販売期間中に限る）
(封筒)	レターパックプラス	43005	510 円	受取人に対面配達する特定封筒
	レターパックライト	43004	360 円	郵便受けに配達する特定封筒
	スマートレター	43020	180 円	郵便受けに配達する特定封筒
印紙	200 円収入印紙	43438	200 円	領収書等

- 印紙売りさばき所においては、その地域の一般の需要を満たす各種印紙を常備
- 自動車重量税印紙のみ売りさばく印紙売りさばき所においては、その地域の一般の需要を満たす自動車重量税印紙を常備
- **上表のほか、地域のお客さまがお買い求めになる郵便切手類等を需要に応じ常備し、地域のお客さまが郵便切手類等を便利に入手できるようにします。**

(3) 交換請求書の作成

等価交換したい郵便切手類等について、次の記入例により交換請求書を作成します。

- 郵便切手類 | 収入印紙 | 自動車重量税印紙 | 特許印紙 | 販売品の別に分けて作成します。
- 交換請求する事由ごとに分けて作成します。

【郵便切手類等交換請求書（記入例）】

郵便切手類等交換請求書

【郵便局使用欄】		
交換認定	後着	受付
///	///	///

(1) 交換請求する郵便切手類等の種類（※いずれか1つチェック）

郵便切手類等の種類	
<input checked="" type="checkbox"/>	郵便切手類 ※郵便切手・郵便葉書（レターパック等含む）
<input type="checkbox"/>	収入印紙 ※現金封筒等
<input type="checkbox"/>	自動車重量税印紙
<input type="checkbox"/>	特許印紙
<input type="checkbox"/>	販売品

（注1）交換請求する郵便切手類等の種類が複数ある場合は、1種類につき1書面を作成してください。また同時に、交換請求する事由が複数ある場合も、1書面につき1書面を作成してください。

（注2）印紙は出の対応にあたるため、売りはばきに適さない印紙に関しては、本書面に記入された内容を含め、各印刷所営業課へ報告しております。

(2) 交換請求する事由（※いずれか1つチェック）

チェック	事由の区分	No	項目	交換できる条件
<input checked="" type="checkbox"/>	廃止	1.	販売又は売りはばきの終了	日本郵便株式会社が販売又は売りはばきを終了するもの ※郵便局から等価交換を実施する旨通知された券種を、指定された期間内に限り交換可能
<input type="checkbox"/>	かし	1.	印刷の不良	郵便切手類等の印刷に製造上の不良があるため、正常に使用できないもの
<input type="checkbox"/>	製造上の不良	2.	封包品の不良	封色された郵便切手類等（200枚単位で包まれた年賀はがき等）を開封したときに、数量の過不足、内容品の折れその他製造上の不良があると明らかになったもの
<input type="checkbox"/>	経年経過	1.	紙の劣化	買受時から経年経過し、郵便切手類等に紙の変色等があるため正常に使用できないもの
<input type="checkbox"/>	経年経過	2.	のりの劣化・反り	買受時から経年経過し、郵便切手類等ののりが落ちたため、又はロール状に反り返ったため、封書等にはり付けできないもの
<input type="checkbox"/>	経過失	1.	故意又は重大な過失による損失	やむを得ない事由により郵便切手類等が損傷したため、販売又は売りはばきに不適さない と認められるもの ※郵便局が、損傷事由・今後の対策等について確認し、承認したものに限り交換可能

（経過失の場合は、損傷事由等について以下記入してください）

項目	記入欄
1. 損傷日時	年 月 日 時～ 時の間
2. 損傷場所	
3. 損傷事由	（例）大雨洪水による浸水被害を受け、保管していた郵便切手が濡れて使えなくなりました。
4. 今後の対策	

【経過失の場合のみ】
損傷事由・今後の対策等を記入

(3) 交換請求する郵便切手類等の内訳 ※二重枠内の金額が一致する必要があります

交換請求する郵便切手類等			受領希望する郵便切手類等			備考
品名	数量	価額（小計）	品名	数量	価額（小計）	
かもめ〜（無地）	10 枚	620 円	62 円普通切手	10 枚	620 円	
合計		620 円	合計		620 円	



※注意点※
交換請求/受領希望する郵便切手類等は、次の条件に合致する必要があります。

- ① 同じ種類である
- ② 合計金額が一致する

該当する郵便切手類等の種類をチェック

該当する交換請求の事由をチェック

交換請求/受領希望する郵便切手類等について、それぞれ以下を記入

- ・券種名
- ・数量
- ・金額

以下を記入

- ・交換請求日
- ・交換請求する郵便局名

以下を記入

- ・販売者コード(5桁)
- ・販売所住所
- ・受託者氏名(法人名)と販売所名称
- ・担当者印又はサイン

(4) 郵便局への交換請求

作成した交換請求書と郵便切手類等を持参の上、買受郵便局を訪れ、交換請求します。

- 等価交換の条件に合致すると認められない場合は、交換請求を受け付けできません。

(5) 郵便局からの郵便切手類等の受領

交換請求により交換された郵便切手類等を受領します。

- 2種類の書面が手渡されますので、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① 「切手類等（物品）交換受領書」が手渡されますので、交換請求の内容と相違ないか確認の上、押印又はサインし、買受郵便局へ提出してください。
 - ② 「切手類等（物品）交換受領書（販売者控え）」が手渡されますので、交換の証拠書類として大切に保管してください。

受領した郵便切手類等は、「IV 郵便切手類等の販売」に基づきお客さまへ販売します。